

日中はまだまだ厳しい暑さが続いておりますが、だんだんと日の短さを感じるようになってきました。9月といえばお月見のシーズンですね。今年の中秋の名月は9月13日とのことです。翌日の9月14日が満月にあたるそうですが、この9月14日の満月は、今年で最も月が小さく見える満月だそうです。月は地球の周りを公転していますが、その軌道は円形ではなく楕円形であるため、地球に近づいたり遠ざかったりすることから月が大きく見えたり小さく見えたりします。今年の中秋の名月は比較的小さく控えめな月となるということですが、美しい名月であることに変わりはありません。お団子とともに今年のお月見も楽しみたいですね。

今月のテーマ ~ 消費税率変更時の経理実務上の注意点 ~

いよいよ10月から消費税が8%から10%に引き上げられます。9月30日以前と10月1日以後の取引をきちんと区分して相手先への請求や記帳をしていく必要がありますが、どちらの税率を使うべきか迷ってしまうケースもあるかと思えます。今回は、10月1日の改正日前後における経理実務上の注意点をピックアップしたいと思います。

1. 9月中に注文し、10月に商品の引渡しが行われた場合の適用税率は？

新税率(10%又は軽減税率)が適用されることとなります。注文日ではなく、実際に引渡しが行われた日で判定します。(平成31年3月31日までに契約が締結された請負工事契約など、旧税率が適用される経過措置もあるので注意。)

2. 当社は商品を10月2日に仕入れた(検収した)ため、消費税率10%で計上しようと考えています。しかし、請求書は8%で計上されています。どちらの税率で計上したらよろしいでしょうか？

	売上側	仕入側(当社)
計上基準	出荷基準	検収基準
売上(仕入)日付	令和1年9月30日	令和1年10月2日

売上側と仕入側は同じ税率を用いないといけないので、仕入側は10月2日に、8%の税率で計算を行います。消費税は預かった消費税から支払った消費税を差し引いて計算されます。支払った消費税の計算の際には、売上側の税率に仕入側が合わせるようになります。仕入れた日付で判断するのではなく、発行された請求書の税率を必ず確認して頂きますようお願いいたします。

3. 当社の請求は「20日締め」となっていますが、9月21日~10月20日分の請求書は10月1日をまたぐこととなります。何か注意する点がありますか？

締め日が月末でない場合、10月1日をまたぐ期間の請求分については旧税率と新税率が混在することとなります。すなわち、9月30日までの取引は旧税率が適用され、10月1日以後の取引は新税率が適用されます。請求書にどちらの税率が適用されているかを明示する必要があるため、9月末までの請求分と10月1日以後の請求分を分けて請求書を発行するなどの対応をしましょう。



4. クレジットカードの請求明細書

会社によっては、クレジットカード会社から送られてくる請求明細書(カード明細)をもとに経費計上していることがあると思います。クレジットカードの種類によっては月末締めとなっていないものもあり、1通のカード明細の中に9月30日以前の取引と10月1日以後の取引とが混在しているケースが想定されます。カード明細には税率や消費税額の記載がないため、必ず、決済時に店舗で受け取った「ご利用明細(レシート)」で内容や適用税率を確認する必要があります。なお、消費税法上、仕入税額控除のためには「ご利用明細」の保存が必要です。(カード明細の保存のみは不可。)

5. 返品や貸倒れがあった場合には消費税率に注意!

9月30日以前に行った商品の販売について、10月1日以後に商品が返品された場合は、旧税率(8%)で返品処理する必要があります。同様に、9月30日以前に販売した商品の売掛金が貸倒れになった場合は、販売時点の消費税率を適用します。(平成26年3月以前の売掛金が貸倒れとなった場合には、5%の税率となることもあります。)販売時点がいつであるか、記録を残しておく必要があります。

6. 10月1日を過ぎても旧税率が適用される「経過措置」について

これまでご紹介させていただいたとおり、10月1日以後の取引については、原則として、新税率が適用されることとなりますが、この原則を厳格に適用することが明らかに困難と認められる取引については経過措置が設けられており、旧税率(8%)を適用することとされています。今回、この経過措置についてすべてをお伝えすることはできませんが、実務でよく出てくる主なものをいくつか取り上げたいと思います。

- 請負工事等
平成31年3月31日以前に契約された工事等の請負契約については、10月1日以後の完成・引渡であっても、旧税率(8%)の税率が適用されます。
- 旅客運賃等
鉄道やバス、航空機の運賃は、実際の利用が10月1日以後であっても、9月30日までに料金が支払われたものは8%の税率が適用されます。ただし、ICOCAなどのICカードへの現金チャージについては、乗車券等の販売を行っていることとならないため、経過措置の対象にはあたりません。実際にICカードを利用して乗車した日で判定されますので、明細を確認するなどの対応が必要です。
- 電気、ガス、水道代
電気、ガス、水道などの料金は、10月1日をまたいで使用されても、10月31日までの検針等によって料金が確定するものは、10月1日以後の部分を含めて8%の税率が適用されます。(なお、水道代は2か月に一度の検針が一般的であり、10月31日を越えて検針日がくる場合もあります。この場合、一定の計算方法で消費税率を計算しますが、多くの場合、増税後最初の検針に係る水道料金は10月1日以後の部分を含めて8%の税率が適用されます。検針票に記載された税率や税額を確認しましょう。)

上記以外にも、10月1日をまたぐ取引の消費税率に注意すべきものがあります。今月号に同封しているTKCコンピュータ会計の事務所通信にもいくつか紹介されておりますので、そちらも是非ご覧ください。



当社は赤い羽根共同募金
寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています

<Vision>

毎月開催中の経営計画書作成セミナー:「Vision」
今月の開催日9月12日(木)です。
不透明な経済情勢が続いておりますが、このような状況にこそ経営計画が求められております。参加された経営者の方々からも多くのお喜びの声をいただいております。まだ参加されたことのない方、経営計画をつくってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
9月12日(木)	7・8・9・10月決算法人様	9月6日(金)
10月10日(木)	8・9・10・11月決算法人様	10月4日(金)
11月8日(金)	9・10・11・12月決算法人様	11月5日(火)

<9月スケジュール>

10	火	*8月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
12	木	*経営計画書作成セミナー: Vision
27	金	*個人事業者の中間消費税等 口座振替日
30	月	*7月決算法人の確定申告・納付期限
		*1月決算法人の中間申告・納付期限 *消費税等(4期)の納付期限(消費税年税額400万円超の4・10月決算法人)